

施策構成事務事業評価一覧表

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 施策名 | 0203 | 教育環境の充実 |
|-----|------|---------|

**【事業類型】**

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量が及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（高熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万未満（事業類型1～9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

**【事業概要シート作成有無】**

新規・拡充・その他の見直し

NO → 事業概要シート作成（不要）

YES → 事業概要シート作成（必要）

**妥当性（市の関与）**

- 市が実施することが妥当である
- 見直す余地がある
- 市が実施する緊急性が認められない

**有効性（施策貢献度）**

- 施策への貢献度が高い
- 施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- 成果の向上が見込まれない

**効率性（コスト）**

- コストを見直す余地がない
- 検討する余地がある

**総合評価**

- 計画通りに事業を進めることが適当
- 事業の進め方の改善検討
- 事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- 事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

| NO | 事業名          | 担当課<br>課長<br>担当者                  | 事業内容  | 事業期間   |    | 根拠法令<br>要綱等                                   | 事業<br>類型 | 妥当性     | 有効性       | 効率性       | 総合評価      | 事業費（千円） |         |         | 人件費（千円） |        | 主な指標                         | 単位 | R2    |       | R3     | R4     | 事業の方向性 | 概要<br>シート |
|----|--------------|-----------------------------------|---|--------|----|---|----------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|------------------------------|----|-------|-------|--------|--------|--------|-----------|
|    |              |                                   |   | 開始     | 終了 |   |          |         |           |           |           | R2      | R3      | R4      | R2      | R3     |                              |    | 計画    | 実績    | 計画     | 計画     |        |           |
|    |              |                                   |   |        |    |   |          |         |           |           |           | 決算      | 予算      | 見込      | 決算      | 予算     |                              |    |       |       |        |        |        |           |
| 1  | 大学誘致推進事業     | 企画政策課<br>山口 理行<br>松尾 直紀           | 大学誘致については、これまでの有識者会議における経過を踏まえ、個別に意見聴取等を行っている。また、次世代型産業の人材育成や本市の教育力の向上、企業誘致、地場企業の振興、地域活性化などに資する、特色ある大学、学部等の誘致を図る。 | 平成26年度 | —  | —   | 10       | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 0       | 0       | 0       | 2,291   | 1,131  | 大学（研究室）等の誘致数                 | 学部 | 2     | 2     | 3      | 3      | 現状維持   | 無         |
| 2  | 奨学金事業        | 教育総務課<br>児玉 英輝<br>園田 裕基           | 貸与型奨学金については、高校生は月額10,000円、大学生は月額30,000円を無利子で貸与する。給付型奨学金については、大学生を対象とし、月額50,000円を給付する。                             | —      | —  | 大村市奨学金基金条例、大村市奨学金給付条例                         | 8        | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 159     | 737     | 3,734   | 4,050   | 6,050  | 給付型奨学金の給付人数                  | 人  | 2     | 0     | 1      | 5      | 拡充     | 有         |
| 3  | 小学校校舎等整備事業   | 教育総務課<br>児玉 英輝<br>堀田 亮輔           | 学校施設の長寿命化及び快適な施設環境の維持管理のためには、日常の点検及び定期的な維持補修が必要であり、緊急的な補修及び学校現場からの要望に対し、必要に応じて施設の維持補修等を行う。                        | —      | —  | 学校教育法第5条                                      | 5        | —       | —         | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 91,066  | 151,087 | 76,562  | 3,987   | 5,040  | 維持補修にかかる契約件数                 | 件  | 150   | 130   | 120    | 120    | 現状維持   | 無         |
| 4  | 小学校遠距離通学対策事業 | 学校教育課<br>橋口 智秀<br>田橋 真美           | 補助対象児童の保護者に対して、年間を通して利用できる通学乗車証を発行し、自宅から学校までの通学距離が3km以上4km未満の保護者には75%、4km以上の保護者には100%の補助を行う。                      | 昭和43年度 | —  | 大村市遠距離児童生徒通学費補助金交付要綱、大村市立黒木小学校転入学児童通学費補助金交付要綱 | 8        | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 3,077   | 3,364   | 3,166   | 777     | 757    | 申請者数(対象となった児童数)              | 人  | 123   | 128   | 123    | 123    | 現状維持   | 無         |
| 5  | 中学校校舎等整備事業   | 教育総務課<br>児玉 英輝<br>堀田 亮輔           | 学校施設の長寿命化及び快適な施設環境の維持管理のためには、日常の点検及び定期的な維持補修が必要であり、緊急的な補修及び学校現場からの要望に対し、必要に応じて施設の維持補修等を行う。                        | —      | —  | 学校教育法第5条                                      | 5        | —       | —         | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 54,615  | 34,780  | 29,663  | 2,739   | 3,082  | 維持補修にかかる契約件数                 | 件  | 45    | 67    | 45     | 50     | 現状維持   | 無         |
| 6  | 中学校遠距離通学対策事業 | 学校教育課<br>橋口 智秀<br>田橋 真美           | 補助対象生徒の保護者に対して、年間を通して利用できる通学乗車証を発行し、自宅から学校までの通学距離が5km以上6km未満の保護者には75%、6km以上の保護者には100%の補助を行う。                      | 昭和43年度 | —  | 大村市遠距離児童生徒通学費補助金交付要綱                          | 8        | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 8,069   | 9,794   | 10,618  | 777     | 757    | 申請者数(対象となった生徒数)              | 人  | 84    | 85    | 84     | 88     | 現状維持   | 無         |
| 7  | 学校給食管理事業     | 教育総務課<br>学校給食センター<br>出口 孝<br>小林 努 | 学校給食の調理・配送を、小学校給食センター（小学校15校、幼稚園3園分）及び中学校給食センター（中学校6校分）において実施する。  | —      | —  | 学校給食法   | 6        | —       | —         | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 843,308 | 866,102 | 860,375 | 14,100  | 12,515 | 喫食率（提供された食量－残菜量）／提供された食量×100 | %  | 98.76 | 97.60 | 98.82  | 98.88  | 現状維持   | 無         |
| 8  | 学校給食助成事業     | 教育総務課<br>学校給食センター<br>出口 孝<br>小林 努 | 学校給食に必要な物資の共同購入により、良質で安価な物資を調達し、学校給食を円滑に実施するために大村市学校給食会を設置している。大村市学校給食会の人件費等に対して補助金を交付する。                         | —      | —  | 大村市学校給食会補助金交付要綱、大村市補助金等交付規則                   | 8        | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 0       | 11,148  | 11,342  | 0       | 783    | 給食提供者数（5月1日現在）               | 人  | —     | —     | 10,100 | 10,100 | 現状維持   | 無         |

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 施策名 | 0203 | 教育環境の充実 |
|-----|------|---------|

**【事業類型】**

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量が及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（高熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

**【事業概要シート作成有無】**

新規・拡充・その他の見直し

NO → 事業概要シート作成 不要

YES → 事業概要シート作成 必要

妥当性（市の関与）

- 市が実施することが妥当である
- 見直す余地がある
- 市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

- 施策への貢献度が高い
- 施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- 成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

- コストを見直す余地がない
- 検討する余地がある

総合評価

- 計画通りに事業を進めることが適当
- 事業の進め方の改善検討
- 事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- 事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

| NO | 事業名             | 担当課<br>課長<br>担当者         | 事業内容   | 事業期間   |       | 根拠法令<br>要綱等                                 | 事業<br>類型 | 妥当性     | 有効性       | 効率性       | 総合評価      | 事業費（千円） |        |         | 人件費（千円） |        | 主な指標                         | 単位 | R2    | R3    | R4    | 事業の方向性 | 概要<br>シート |    |
|----|-----------------|--------------------------|--|--------|-------|---|----------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|---------|---------|--------|------------------------------|----|-------|-------|-------|--------|-----------|----|
|    |                 |                          |  | 開始     | 終了    |   |          |         |           |           |           | R2      | R3     | R4      | R2      | R3     |                              |    | 計画    | 実績    | 計画    |        |           | 計画 |
|    |                 |                          |  |        |       |   |          |         |           |           |           | 決算      | 予算     | 見込      | 決算      | 予算     |                              |    |       |       |       |        |           |    |
| 9  | 心の教室相談員配置事業     | 学校教育課<br>橋口 智秀<br>木場 隆司  | 大村市不登校対策の一環として実施し、児童生徒の気兼ねな相談相手として、市内の小・中学校に「心の教室相談員」を配置する。  | 平成21年度 | —     |   | 11       | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 20,132  | 21,724 | 20,048  | 727     | 1,131  | 相談件数                         | 件  | 7,000 | 6,210 | 7,000 | 6,000  | 現状維持      | 有  |
| 10 | 心のケア充実対策事業      | 学校教育課<br>橋口 智秀<br>木場 隆司  | 児童生徒・保護者・教職員の相談等に当たるため、スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）を配置する。SSWは、臨床心理士及び社会福祉士がその任にあたり、心理学的側面或いは福祉的側面からの相談や指導を行う。    | 平成15年度 | —     |   | 11       | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 9,771   | 9,780  | 9,726   | 727     | 1,131  | 相談件数                         | 件  | 2,000 | 8,011 | 2,500 | 9,000  | 現状維持      | 有  |
| 11 | 学校適応指導教室運営事業    | 学校教育課<br>橋口 智秀<br>木場 隆司  | 教室長、指導主事、相談員1人、補助指導員3人により支援プログラムを立て、集団活動や学習を指導する。学校や集団活動に適応できるよう個別に規則正しい生活を行うよう指導し、併せて社会性を育成する。          | 平成9年度  | —     | 大村市少年センター<br>運営協議会条例<br>大村市学校適応指導<br>教室設置要綱 | 11       | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 7,722   | 14,656 | 14,576  | 2,182   | 2,949  | あおば教室通級<br>児童生徒数             | 人  | 20    | 20    | 25    | 25     | 現状維持      | 有  |
| 12 | 小学校施設環境改善事業     | 教育総務課<br>児玉 英輝<br>山崎 喜一郎 | 各小学校の普通教室及び一部の特別教室にエアコンを設置し、和式トイレについては洋式化を図り、児童が快適に学べる学習環境を整備する。また、大村小学校にエレベータを設置し、肢体不自由児に対する教育環境の充実を図る。 | 平成30年  | 令和2年度 | 学校教育法第5条                                    | 9        |         |           |           |           | 155,222 | 0      | 0       | 2,182   | 0      | トイレを洋式化<br>するか所数             | か所 | 85    | 88    | 0     | —      | 前年終了      | 無  |
| 13 | 中学校施設環境改善事業     | 教育総務課<br>児玉 英輝<br>山崎 喜一郎 | 各中学校の普通教室及び一部の特別教室にエアコンを設置する。また、各中学校のトイレに洋式トイレを設置し、生徒が快適に学べる学習環境を整備する。                                   | 平成30年  | 令和2年度 | 学校教育法第5条                                    | 9        |         |           |           |           | 47,605  | 0      | 0       | 2,182   | 0      | トイレを洋式化<br>するか所数             | か所 | 64    | 63    | 0     | —      | 前年終了      | 無  |
| 14 | 小学校管理事業         | 教育総務課<br>児玉 英輝<br>川口 洋輔  | 各学校の施設管理など、適正な教育環境の維持管理を行う。  |        | —     | 学校教育法第5条                                    | 4        |         |           | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 18,907  | 20,463 | 21,042  | 39,365  | 34,419 | 小学校数                         | 校  | 15    | 15    | 15    | 15     | 現状維持      | 無  |
| 15 | 中学校管理事業         | 教育総務課<br>児玉 英輝<br>川口 洋輔  | 各学校の施設管理など、適正な教育環境の維持管理を行う。  |        | —     | 学校教育法第5条                                    | 4        |         |           | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 12,391  | 14,413 | 11,898  | 31,695  | 28,929 | 中学校数                         | 校  | 6     | 6     | 6     | 6      | 現状維持      | 無  |
| 16 | 小学校施設長寿命化計画推進事業 | 教育総務課<br>児玉 英輝<br>山崎 喜一郎 | 老朽化が進んでいる小学校の校舎及び体育館については、安全性への不安解消や適切な教育環境の充実を図るため、令和元年度に策定した「大村市学校施設長寿命化計画」に基づき、改築、長寿命化改修、大規模改造を行う。    | 令和3年度  | —     |   | 9        | a<br>妥当 | a<br>貢献度高 | a<br>余地なし | A<br>事業推進 | 0       | 67,611 | 185,439 | 0       | 5,223  | 学校施設長寿命<br>化計画に基づく<br>整備着手校数 | 校  | —     | —     | 0     | 0      | 現状維持      | 無  |

